

児童手当・特例給付に係る学校給食費等の 徴収等に関する申出書

(宛先)
私は、児童
手当等（児
該児童手当

【お願い】
育成料は、原則、保護者のご登録口座から毎月引き落としをいたします。
児童手当からの徴収は、退所された際、もしくは年度末を過ぎても育成料の未納がある場合のみ行います。徴収にあたっては、岡崎市が支給する児童手当等から未納分を差引き、調整後の額を児童手当等の支払期に支給します。
提出していただいた申出書は、申請書に基づく期間に賦課する育成料に限り、有効なものとなります。
訂正が必要な場合は、訂正印又は訂正署名をしてください。

- 1 対象
- 学
 - 児童育成センターの育成料
 - 保育園（認定こども園）の保育料・給食費
 - 子育て短期支援事業の利用に要する費用

児童育成センターの育成料に
チェックをしてください。

2 特記事項

本申出時点の滞納金及び本申出以降に発生した滞納金が対象となること。ただし、児童育成センターの育成料については、別途提出された申請書に基づく期間の育成料の滞納金が対象となること。

令和 年 月 日

費用を負担する方

住 所 _____

氏 名 (父) _____ (母) _____

携帯電話 (父) _____ 携帯電話 (母) _____

費用の対象となる児童

氏 名 _____

児童育成センターに通所する児童全員の名前を記入してください。

費用の対象となる児童の利用施設（保育園又は認定こども園のみ）

施設名 記 入 不 要 _____